

9.貨物利用運送事業の現況

貨物利用運送事業は、実運送事業者が提供する多様なサービスを荷主の各種の輸送ニーズに結びつける機能を果たすものであり、荷主と実運送事業者との間のコーディネーターとして、効率的で円滑な経済活動の進展に向け、より一層の拡充が望まれるところである。

〔1〕 事業者等の概要

（1） 事業者数の推移

九州管内における貨物利用運送事業者数は、毎年わずかながら増加している。今後も環境問題への配慮や、運転者不足問題の解決策として内航・鉄道の貨物利用運送事業者数は増加するものと考えられる。

（ア） 県別事業者数

（令和6年3月末現在）

事業 者別 機関別 県別	利用運送事業					合 計
	内 航	外 航	鉄 道	自 動 車	航 空	
福 岡	231	27	70	971	20	1,319
佐 賀	5	2	10	93	0	110
長 崎	47	0	8	77	2	134
熊 本	13	0	21	150	1	185
大 分	37	2	13	78	2	132
宮 崎	18	1	5	83	0	107
鹿 児 島	93	1	12	151	3	260
山 口	18	6	—	—	—	24
合 計	462	39	139	1,603	28	2,271

資料：九州運輸局自動車交通部貨物課、海事振興部貨物課

（注） 1. 山口県、宇部市、山陽小野田市、下関市、長門市を対象とし、海運のみを計上。

(イ) 事業者数の推移

(各年度3月末現在)

年 度		H2	12	30	R1	2	3	4	5
区 分									
内航	第一種利用運送事業	304	321	308	308	306	308	315	317
	第二種利用運送事業	—	—	92	102	116	129	140	145
	運 送 取 次 事 業	312	312	—	—	—	—	—	—
	計	616	633	400	410	422	437	455	462
外航	第一種利用運送事業	0	10	19	19	19	19	20	20
	第二種利用運送事業	—	—	18	18	18	18	18	19
	運 送 取 次 事 業	5	7	—	—	—	—	—	—
	計	5	17	37	37	37	37	38	39
鉄道	第一種利用運送事業	15	11	2	2	2	2	3	3
	第二種利用運送事業	119 (61)	130	128	129	130	132	135	136
	運 送 取 次 事 業	134 (61)	126	—	—	—	—	—	—
	計	268 (122)	267	130	131	132	134	138	139
自動車	第一種利用運送事業	3,458	4,127	1,341	1,398	1,442	1,512	1,575	1,603
	運 送 取 次 事 業	3,459	3,361	—	—	—	—	—	—
	計	6,917	7,488	1,341	1,398	1,442	1,512	1,575	1,603
航空	第一種・二種利用運送事業(国内)	22	34	18	18	18	18	19	20
	第一種・二種利用運送事業(国際)	8	17	8	8	8	8	8	8
	計	30	51	26	26	26	26	27	28
合計	利 用 運 送 事 業	3,926 (61)	4,650	1,934	2,002	2,059	2,146	2,233	2,271
	運 送 取 次 事 業	3,910 (61)	3,806	—	—	—	—	—	—
	計	7,836 (122)	8,456	1,934	2,002	2,059	2,146	2,233	2,271

資料:九州運輸局自動車交通部貨物課、海事振興部貨物課

※ 平成15年度3月31日で取次事業は廃止された。

※ 平成15年度4月1日から内航海運及び外航海運に第二種利用運送が追加された。

※ 平成15年度からは自動車の利用運送は専業者のみ計上した。

(注)鉄道の欄の()書きは、旧貨物運送取扱事業法附則第10条の規定による確認事業者で内数。